

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月26日
【会社名】	アサガミ株式会社
【英訳名】	ASAGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【電話番号】	03-6880-2200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 石橋義久
【最寄りの連絡場所】	取締役執行役員総務部長 石橋義久
【電話番号】	03-6880-2200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員総務部長 石橋義久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円                      総額 141,510,680円

##### ロ 効力発生日

平成27年6月26日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行第2条（目的）について所要の変更をするものであります。  
取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法の規定に基づき、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定を第27条（取締役の責任免除）および現行第35条（社外監査役の責任限定契約）に新設するものであります。  
「会社法の一部を改定する法律」の施行に伴い、業務を執行しない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、第27条（取締役の責任免除）を新設および現行第35条（社外監査役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。

#### 第3号議案 取締役12名選任の件

木村知躬、木村健一、岩城静二、古沢熙一郎、鮫島章男、泉山元、藤森寛敏、関根民雄、野口俊夫、篠塚昌宏、石橋義久、北川敏行の12名を取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

金澤昭雄氏を監査役に選任するものであります。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される宮下孝雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については監査役の協議に一任するものであります

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	12,384	2	0	(注)1	可決 (99.98)
第2号議案 定款一部変更の件	12,386	0	0	(注)2	可決 (100.00)
第3号議案 取締役12名選任の件					
木村 知躬	12,383	3	0	(注)3	可決 (99.98)
木村 健一	12,386	0	0		可決 (100.00)
岩城 静二	12,386	0	0		可決 (100.00)
古沢 熙一郎	12,383	3	0		可決 (99.98)
鮫島 章男	12,383	3	0		可決 (99.98)
泉山 元	12,386	0	0		可決 (100.00)
藤森 寛敏	12,383	3	0		可決 (99.98)
関根 民雄	12,386	0	0		可決 (100.00)
野口 俊夫	12,386	0	0		可決 (100.00)
篠塚 昌宏	12,386	0	0		可決 (100.00)
石橋 義久	12,386	0	0		可決 (100.00)
北川 敏行	12,386	0	0		可決 (100.00)
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	可決 (99.98)
金澤 昭雄	12,383	3	0		
第5号議案 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	12,378	8	0	(注)1	可決 (99.94)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。